

2024年6月19日

厚生労働大臣
武見敬三 殿

6月18日参議院厚労委員会の武見大臣答弁を受けての追加質問

全国保険医団体連合会

6月18日参議院厚労委員会の審議を踏まえて追加質問します。ご回答をお願いします。

Q1. マイナキャンペーンによるトラブルへの対処

武見大臣は「報道によると一部の薬局で「マイナ保険証のみ受け付け」と受け取られてしまった」「マイナ保険証のみとか健康保険証のみとか受付で無理強いしないで」との趣旨で答弁されました。

厚労省が提供しているトークスクリプトに沿って対応しただけで患者側が「マイナカード取得、マイナ保険証の利用」を強要されたと受け止めています。配布されたチラシを合わせた説明等により「12月で現行の健康保険証が使えなくなる」と誤認されています。

武見大臣は「引き続き丁寧に説明し、適切に運用してもらうよう働きかける」と答弁しましたが、誤認・誤解の元となったチラシの表現等の修正、トークスクリプトによる話法の修正など具体的な修正対応は行わないですか？

Q2. マイナ優先受付について

武見大臣は「公立病院でのマイナ保険証専用レーン設置や診察順番を先行させるなどが実際には想定される」と答弁し、マイナ保険証の優先受付そのものは否定しませんでした。

マイナ保険証により受付事務が効率化されるとする根拠として、①システム登録への手間が軽減される②問診表などでの聞き取るよりも正確かつ効率的③スムーズな受付が可能となる等を例示しました。

しかし、現状ではマイナ保険証の方が受付に時間を要することは明らかであり、厚労省の認識は医療現場の実態から大きく乖離しています。現行の健康保険証の方が早かったら保険証優先受付も許されるのでしょうか。

Q3. マイナトラブルに伴う国民の不安払拭について

武見大臣は「マイナンバー紐づけミスの総点検は終了した」「安心して利用できる環境が整備された」と答弁しました。

しかし、マイナンバー紐づけミスの総点検は23年9月時点の情報であり、その後の転居・転職等に伴う現在のデータに基づく点検となっていません。事実関係をご説明いただきたい。

また、大阪府保険医協会が6月6日に公表したマイナトラブル調査では、マイナンバー紐づけミスを含むさまざまなトラブルが未だに続いていることが分かりました。武見大臣が「安心して利用できる環境が整備された」とした根拠は何か？ 一連のマイナトラブルについて解消されていないと認識しているがどうか？

Q4. 被保険者証交付義務規定の削除について

武見大臣は「健康保健法施行規則のける被保険者証の交付義務の削除は、23年6月の健康保健法が改正を受けた省令の改正に過ぎない」と答弁したが、改正法では健康保険証の廃止は規定されていないが、同法改正では、資格確認書が新設されただけであり、現行の健康保険証が廃止されるという規定は存在しないが法令解釈を示されたい。